



今こそ向き合う、 + 気候変動 +

CLIMATE CHANGE



産業革命から急激に排出してきた温室効果ガスを、同程度のスピードで減少させていくことが求められている。出典:気象庁「気候変動監視レポート 2015」

脱炭素化を
新たなチャンスに

NGO・NPOが期待される役割としては、脱炭素②を目指す世界的な共通意識を日本の社会でも共有・認識させることです。気候変動はどこか遠くの国で起きている、嵐や干ばつといった単独のリスクではなく地球全体の問題であり、明日は我が身だという危機感を市民に広めることが求められています。パリ協定は国際機関や政

「世界」を結びつけること
必要なのは「地域」と

府だけが旗を振って取り組んでいくのではなく、非国家アクター③にも主体的に行動を起こすことを期待している点特徴でもあります。また環境保全活動に対する世間のイメージについて、極端な節電や節水など「従来の生活をみんなが少しずつ我慢して取り組むもの」というネガティブな印象が強い現状を好転させて、再生可能エネルギー④などの新しいビジネスやネットワークの構築といった新たなチャンスが多いフィールドだ

と周知することもNGO・NPOに期待される役割のひとつです。パリ協定発効後のいま、国際社会として目指している脱炭素ですが、まず行動を起こすのは「地域」の単位からです。取り組むべき世界規模の問題と、地域のニーズをつなげるファシリテーターとしてNGO・NPOが活躍すれば、気候変動問題を地域活性化のチャンスにつなげることも可能です。オリンピック開催を控えた日本は、世界中の注目を集めています。ロンドンや北京でもそうだったように、環境に配慮した大会を成功させることが当たり前の時代になり、国として持続可能な社会を目指している姿勢を、いかに示せるかが求められています。政策に対する監視力と行動力を持ったNGO・NPOを中心に、社会全体で脱炭素の機運を高めていくことで、世の中を大きく転換することができると確信しています。

!! 緩和

温室効果ガスの排出を抑制する

!! 適応

自然や人間社会のあり方を調整する



Photo by IISDKiara Worth (enb.iisd.orgclimatecop21enb30nov.html)

2016年11月、地球温暖化対策の新しい国際ルール「パリ協定」が発効されました。すべての国が持続可能な未来に向けて、気候変動への対策をさらに進めていく必要があります。総括インタビューでは地球温暖化防止に関わる情報発信・人材教育、政策提言を行う特定非営利活動法人気候ネットワーク理事の平田仁子さんに、NGO・NPOはどう気候変動と向き合い、どう活動していくべきなのかを伺いました。

総括インタビュー

日本は世界5位のCO2排出国

これまでも多くの取り組みがなされてきた緩和策①に加え、今回のパリ協定では適応策への取り組みが具体的目標のひとつとして掲げられました。パリ協定では、今世紀後半にはCO2をはじめとする温室効果ガス排出を実質的にゼロにして、地球の平均気温の上昇を1.5〜2℃未満に抑制することを定めました。緩和策に加え、各国が適応策にも取り組んでいくことも決定しました。今後、異常気象

パリ協定で決定した5大事項

- ① 平均気温上昇を2℃未満に抑制
- ② 今世紀後半には温室効果ガスを“ゼロ”へ
- ③ 各国が自国の削減目標や行動を提出
- ④ 気候変動の影響への適応策も実施
- ⑤ 資金・技術で途上国の行動を支援

などによる一定の被害は避けられません。とりわけ途上国など弱い国は甚大なダメージを受けることになるため、そういった地域で暮らす人々の生活を守るために、世界の行動として適応策を掲げたことには意義があります。また、緩和策と適応策の両者を実現するために必要とされる資金、技術移転、能力構築を含めた総合的な支援を行うことを決めたことも重要なポイントです。このような包括的な合意が成立した背景には、科学的な知見が深まり、温室効果ガスが深刻なリスクをもたらすことが周知されたと言えます。そんなパリ協定が発効された現在の国際社会のなかで日本が求められていることは、国として温室効果ガスの排出量を削減し先進事例として成果を出すこと、そして日本と世界の経済的な強い結びつきを活かして技術や投資、人材や能力開発によってCO2を排出せずに途上国を支援することです。それを実現するためには、日本の社会システムを根幹から変えていく必要があります。

ECO WORD

やさしいエコワード講座

- ① 緩和策と適応策……省エネや植林などCO2排出削減の取り組みを「緩和策」と呼ぶのに対し、砂漠化や異常気象などへの耐性を持つ取り組みや被害への対応を「適応策」と呼ぶ。
- ② 脱炭素社会……現在の産業構造やライフスタイルを変えることで、CO2の排出を実質的にゼロにする社会のこと。
- ③ 非国家アクター……地方自治体や企業、NGOなど市民団体のこと。気候変動は社会安定・企業活動を脅かすものであると同時に脱炭素マーケットを活性化させる機会にもなり、パリ協定下では非国家アクターの行動強化が期待されている。
- ④ 再生可能エネルギー……石油や石炭といった資源貯蓄量に限りのある化石エネルギーとは異なり、太陽光や風力といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。



特定非営利活動法人気候ネットワーク理事

平田仁子さん

出版社に勤務後、渡米。米国環境NGO「Climate Institute」で気候変動に関する活動に取り組む。帰国後、98年6月から気候ネットワークに参加。2007年6月から13年3月まで東京事務所長。現在は理事として、NGOの立場から国内の気候変動に関する政策研究・政策提言・情報提供などを行う。早稲田大学大学院社会科学部研究科修士修了。